

—★— 三田市指定ごみ袋取扱店マニュアル —★—

■本マニュアル及びごみの収集に関すること

- 三田市まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室クリーンセンター

TEL:(079)563-5551 FAX:(079)563-6672

E-mail:kurin\_u@city.sanda.lg.jp

■配送管理業者(令和5年4月1日~令和8年3月31日)

- 有馬運輸 株式会社

TEL(079)567-1464 FAX(079)567-1626

E-mail:sanda@arimaunyu.co.jp

※誤配送を防止するため、発注は、FAX 又は E-mail にてお願い申し上げます。

1 指定ごみ袋の種類等

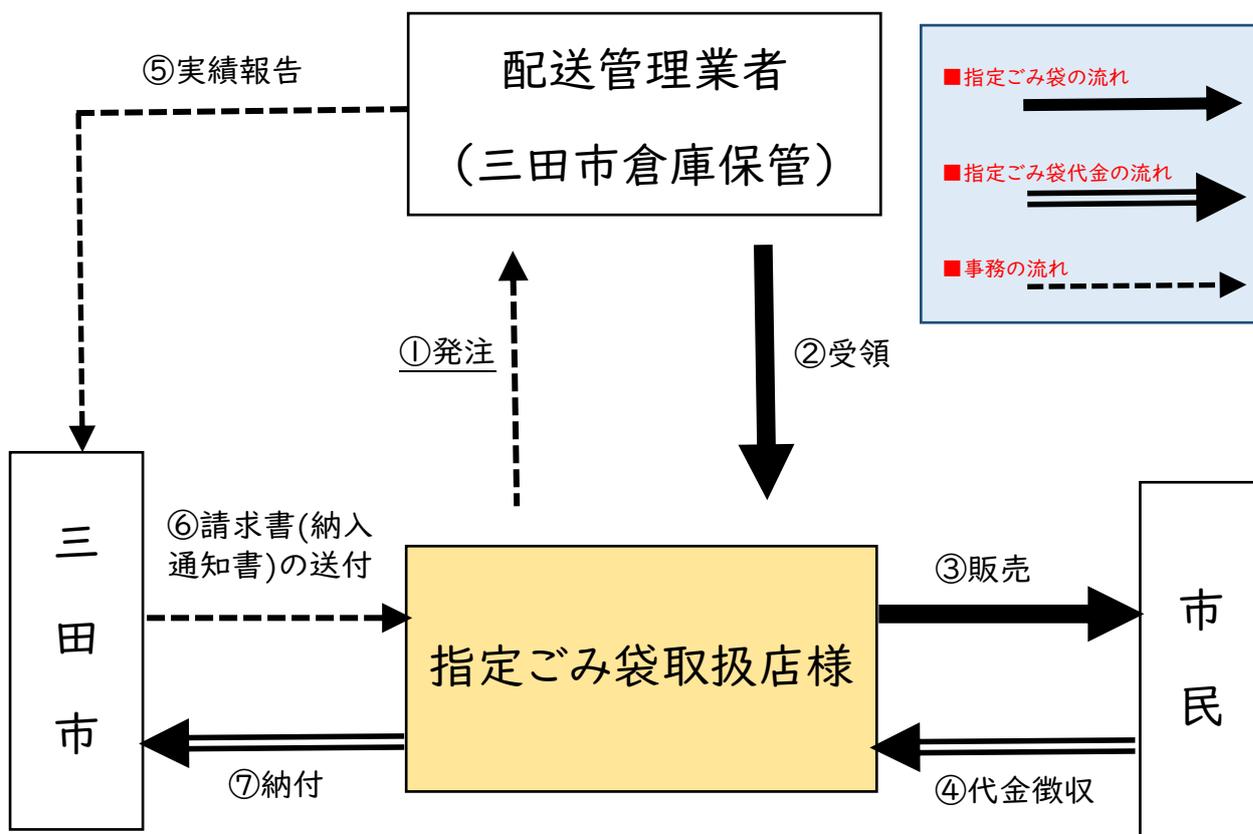
指定ごみ袋取扱店の皆様には、下表に掲げる指定ごみ袋を販売していただくことになります。店舗によっては、取り扱わない種類の指定ごみ袋もあるかもしれませんが、市民の皆さんに広く安定的に供給するという趣旨に則って、できる限り、多くの種類を店頭に並べていただくようお願い申し上げます。

	燃やすごみ袋			燃やさないごみ袋		
	大	小	特小	大	小	特小
サイズ	65×80(cm)	48×72(cm)	38×60(cm)	55×80(cm)	48×72(cm)	38×60(cm)
	45L	20L	10L	40L	20L	10L
ごみ袋の 入り枚数	300枚/箱 30枚/袋	300枚/箱 30枚/袋	300枚/箱 30枚/袋	200枚/箱 10枚/袋	200枚/箱 10枚/袋	200枚/箱 10枚/袋
1箱当りの 入り袋数	10袋	10袋	10袋	20袋	20袋	20袋

	ペットボトル		びん・スプレー缶		事業用 ごみ袋
	大	小	小	特小	可燃
サイズ	55×80(cm)	48×72(cm)	48×72(cm)	38×60(cm)	90×100(cm)
	40L	20L	20L	10L	約80L
ごみ袋の 入り枚数	200枚/箱 10枚/袋	200枚/箱 10枚/袋	200枚/箱 10枚/袋	200枚/箱 10枚/袋	200枚/箱 10枚/袋
1箱当りの 入り袋数	20袋	20袋	20袋	20袋	20袋

## 2 業務の流れ



### ①指定ごみ袋の発注について

#### <発注方法>

- 三田市指定ごみ袋発注票（別紙）に必要事項を記入し、三田市が委託する配送管理者（\*）に対して FAX 又は Eメールにて発注してください。  
発注票を保管するため、原則電話での発注は受付いたしません。

**（\*）令和5年度から令和7年度は、有馬運輸株式会社です。（連絡先は、P.1 参照のこと。）**

#### <発注単位>

- 原則、一箱単位にて、発注してください。  
 （一箱当たりの入数は、P.1記載の指定ごみ袋の種類等にてご確認ください。）

#### <発注頻度>

- 発注は、配送管理者で随時受け付けいたします。（月曜日から土曜日、祝日除く）
- なお、年末年始の発注期限については、毎年度あらためて通知いたします。

## 【発注と配送の概要】

発注	FAX	Eメール	電話 (FAX・パソコンがない 場合のみに限ります。)
発注可能日	365日(いつでもOK)		月曜日から土曜日 (祝日、年末年始除く)
発注時間帯	24時間(いつでもOK)		9:00~17:00

※発注は、配送管理業者に直接お願い致します。

## 【契約等について】

取扱店(店舗毎)様との契約になります。市内に複数店舗有するチェーン店についても、各店舗(店長名等)様と契約いたします。本社や本部との契約が望ましいなど、これによることができない場合は、個別にご相談ください。

請求書(納入通知書)につきましては、ご希望の宛先に送付させていただきます。

### ②受領について

<受領>

- 配送管理業者から指定ごみ袋等を受領した場合には、種類と数量を確認のうえ、配送伝票に受領印を押印し、控えを受け取ってください。

### ③④販売、代金徴収について

<販売、代金徴収>

- 市民に指定ごみ袋を販売します。
- 市民から指定ごみ袋販売代金を徴収します。
- 市民に領収書又はレシートを発行します。

## 【注意事項について】

- ✓ 契約に基づき、市から指定ごみ袋取扱店様に納品する指定ごみ袋は、市民の皆さまへの販売を目的とするものです。  
**自己店舗での活用や顧客へのサービス品での利用を目的とするものではありません。**目的外の利用をされる場合は、別途指定ごみ袋取扱店様からご購入ください。
- ✓ 原則、指定ごみ袋は包装単位(10枚又は30枚)で販売して下さい。

## ⑤⑥⑦指定ごみ袋に係る卸売り価格の納付について

### <実績報告書の提出> (翌月5日まで)

- 三田市は、配送管理業者から提出される指定ごみ袋の1ヶ月単位での配送実績報告をもとに、取扱店が三田市に納付する額を算出します。

### <請求書(納入通知書)の送付> (翌月10日ごろ)

- 三田市は、納品のあった仕入れ金額相当の請求書(納入通知書)を作成し、翌月10日ごろ各取扱店に対して請求書(納入通知書)を送付します。また、請求書には、取扱店ごとの配送数量を記載いたします。

### <仕入れ額の納付> (翌月末日まで)

- 各取扱店は、請求書(納入通知書)の内容を確認し、決められた納期限までに、三田市に仕入れ金額を納めていただきます。

※納付の方法は、発送される納入通知書等により指定された期日までに、下表の三田市指定金融機関又は収納代理金融機関へ納付していただきます。

なお、納期限が休日(土・日・祝日)の場合は、その翌日が納期限となります。

事務処理の関係上、できる限り早めの納付につき、ご協力をお願い致します。納期限内に納付されないことが続きますと、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただきますので、ご注意ください。

### 【納付先】

三井住友銀行	池田泉州銀行	兵庫六甲農業協同組合
但馬銀行	みずほ銀行 <small>令和6年6月30日迄、使用できる。</small>	みなと銀行
りそな銀行	尼崎信用金庫	中兵庫信用金庫
日新信用金庫	兵庫県信用組合	
ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県)		

以上の各本支店、及び出張所にてお納め願います。

その他、

- ・三田市役所会計課(ただし、9時~11時・12時~15時は会計課事務室内の銀行窓口)
- ・三田駅前一番館(キッピーモール)行政サービスコーナー(※)

各市民センター(※)  
高平ふるさと交流センター(※)  
ふれあいと創造の里(※)  
有馬富士共生センター(※)

は、  
休館日を除く平日の業務時間内に限ります。

(※)のある場所は、納付指定期日内納付に限り、お取り扱いしております。

当該納付書は、コンビニエンスストアでのお取扱いは、できません。

《例えば…》

◇9月に発注した場合

ア 10月 5日まで…配送管理業者が9月分の配送実績を三田市に報告!



イ 10月11日……三田市から各指定ごみ袋取扱店へ9月分の請求書(納入通知書)を郵送!



ウ 10月末日まで…各指定ごみ袋取扱店は、指定金融機関で9月分を納付!

※特に、3月発注分については、出納整理期間であるため4月末日納期を遵守すること!!

### 3 指定ごみ袋の取扱いに関するその他の留意事項

#### (1) 指定ごみ袋の適正管理

各取扱店においては、指定ごみ袋の納品後においては、指定ごみ袋の破損、汚損、盗難、紛失等は、取扱店の責任で対応していただくこととなりますので、適正に保管、管理してください。配送管理業者から受領した後の取扱店における指定ごみ袋の破損、汚損等については、交換に応じることはできません。

#### (2) 不良品の取扱い

配送管理業者から指定ごみ袋が納品された際は、ダンボール箱の外観を確認した上で受け取ってください。万一、ダンボール箱が破損し、中の指定ごみ袋に破損の恐れがある場合は、配送管理業者とともに箱の中身を確認し、指定ごみ袋に破損や汚損が見つかった場合は、配送管理業者に代替品の配送を指示してください。

受領後の指定ごみ袋は、原則として返品、交換できません。ただし、明らかに製造又は輸送の段階で生じたと認められる破損等があった場合に限り、代替品と交換いたしますので、三田市クリーンセンターまでご連絡ください。

#### (3) 市民から不良品の持ち込みがあった場合の対応

穴あき、破損など客観的かつ明らかに不良品と判断できるものについて、市民から持ち込みがあった場合は、三田市クリーンセンターまで、ご一報ください。クリーンセンターにて、対応させていただきます。

事業者名	有馬運輸 株式会社	FAX番号	079-567-1626
		E-mailアドレス	sanda@arimaunyu.co.jp

令和 年 月 日

## 三田市指定ごみ袋発注票

下記のとおり、三田市指定ごみ袋の配送を依頼します。

区分	容量	入数(箱)	単価(税込)	発注数
燃やすごみ袋(大)	45L	30枚×10袋	3,600円	箱
燃やすごみ袋(小)	20L	30枚×10袋	2,400円	箱
燃やすごみ袋(特小)	10L	30枚×10袋	1,500円	箱
燃やさないごみ袋(大)	40L	10枚×20袋	2,400円	箱
燃やさないごみ袋(小)	20L	10枚×20袋	1,600円	箱
燃やさないごみ袋(特小)	10L	10枚×20袋	1,000円	箱
ペットボトル(大)	40L	10枚×20袋	2,400円	箱
ペットボトル(小)	20L	10枚×20袋	1,600円	箱
びん・スプレー缶(小)	20L	10枚×20袋	1,600円	箱
びん・スプレー缶(特小)	10L	10枚×20袋	1,000円	箱
事業用ごみ袋(可燃)	80L	10枚×20袋	7,380円	箱

❖ 指定ごみ袋は、1箱単位で発注してください。

## 発注事業者(配送先)

発注日	令和 年 月 日(曜日)
住所	〒 -
事業者名	
担当者	
電話番号	
FAX番号	

<b>【配送元】</b> 〒669-1313 三田市福島 61-1 有馬運輸株式会社 配送担当： _____ <配送印又はサイン>	<b>【配送先】</b> (会社名) _____ (担当者) _____ <受領印又はサイン>
--	--

※発注時に、この欄は記入しないでください。指定袋納品時に受領印又はサインを頂戴します。

三田市指定ごみ袋取扱店指定申請書

令和 年 月 日

三田市長 あて

申請者 住 所.....  
 法人名又  
 は商店名.....  
 代表者氏名.....  
 電話番号.....

三田市指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、別紙の三田市指定ごみ袋取扱店マニュアルを確認のうえ、下記のとおり申込みをいたします。

記

取扱店の所在地	〒
取 扱 店 名	
代 表 者 氏 名	
担当者氏名・部署	
業種(業務内容)	
営 業 時 間	
指 定 納 品 場 所	
指定袋の取扱品目	・家庭用のみ      ・事業用のみ      ・家庭用、事業用いずれも *いずれかの品目に○印をして下さい。
休 業 日	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

## 三田市指定ごみ袋販売取扱店基本情報調査票

《記入者》 販売店名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 担当者名: \_\_\_\_\_  
 連絡先:(電話番号) \_\_\_\_\_

以下について回答をお願いいたします。

項 目	回 答 欄
<b>「物品売払単価契約書(覚書)」について ※各店舗と追って締結させていただきます。</b>	
契約者住所	〒
契約者名	
担当部署 担当者名(現時点)	
連絡先(電話番号)	
E-mail	
<b>「取扱店(指定ごみ袋納品先)」について ※上記と同じ場合は「同上」と記載</b>	
住所	〒
店舗名	
電話番号	
<b>「請求書送付先)」について ※上記と同じ場合は「同上」と記載</b>	
住所	〒
店舗名	
担当部署 (担当者名)	
電話番号	
<b>「納付方法)」について</b> ※納品時の現金払い、銀行振込が無くなります。ご了承ください。	
納付書払い	原則、専用納付書でのお支払いとさせていただきます。 (※銀行振込でないとお困りの場合は、個別にお申し出ください。)
<b>「備考」</b> 連絡しておきたい事項等があれば、記入してください。	

市処理欄

受付日	販売継続意向	納付方法	備考(連絡事項)	契約又は覚書
/	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> 専用納付書 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

三田市指定ごみ袋取扱店指定申請事項変更届

令和 年 月 日

三田市長 あて

申請者 住 所 .....  
法人名又  
は商店名.....  
代表者氏名.....  
電話番号.....

令和 年 月 日付けで申請した三田市指定ごみ袋取扱店指定申請書の内容に変更があったので、下記のとおり届出いたします。

記

- 1 変更期日 令和 年 月 日
- 2 変更事項 (1) .....の変更  
(2) .....の変更  
(3) .....の変更

(1)	変 更 前	
	変 更 後	
(2)	変 更 前	
	変 更 後	
(3)	変 更 前	
	変 更 後	

三田市指定ごみ袋取扱店指定取消届

令和 年 月 日

三田市長 あて

申請者 住 所.....  
法人名又  
は商店名.....  
代表者氏名.....  
電話番号.....

令和 年 月 日付けで指定された「三田市指定ごみ袋取扱店」の指定取消しを受けたいので、下記のとおり届出いたします。

この届出により、令和 年 月 日付けで覚書を締結した契約を解除することに合意いたします。

記

1 取消希望期日

令和 年 月 日

2 取消しを受ける理由